

# 第 5 章 計画の進行管理

---

# 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内各課の横断的連携と市民、事業者との協働による推進が不可欠です。そのため、川口市環境審議会をはじめ、市民・事業者・市が協働して計画の推進に努めます。

## 川口市環境審議会

環境基本法に基づいて設置された組織で、市長の附属機関として位置づけられています。市長の諮問に応じ、環境保全に関する事項を調査審議し、答申や助言を行うとともに、本計画の進捗状況の点検を行います。

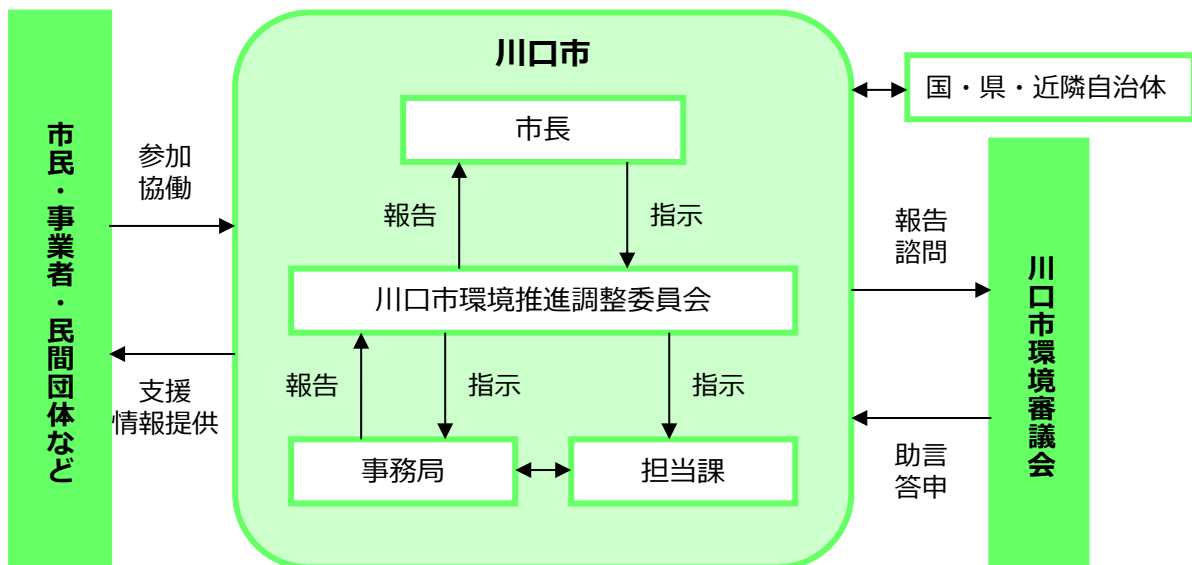
## 川口市環境推進調整委員会

環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置した、本市の庁内組織です。本計画に掲げる目標の達成や施策の実施について、関係部局間での施策の調整や連携を行うことにより、計画の実効性を確保します。

## 広域的な連携

地球温暖化や大気環境など、広域的に取り組むことが必要な課題について国、県および近隣の地方自治体との連携を図ります。

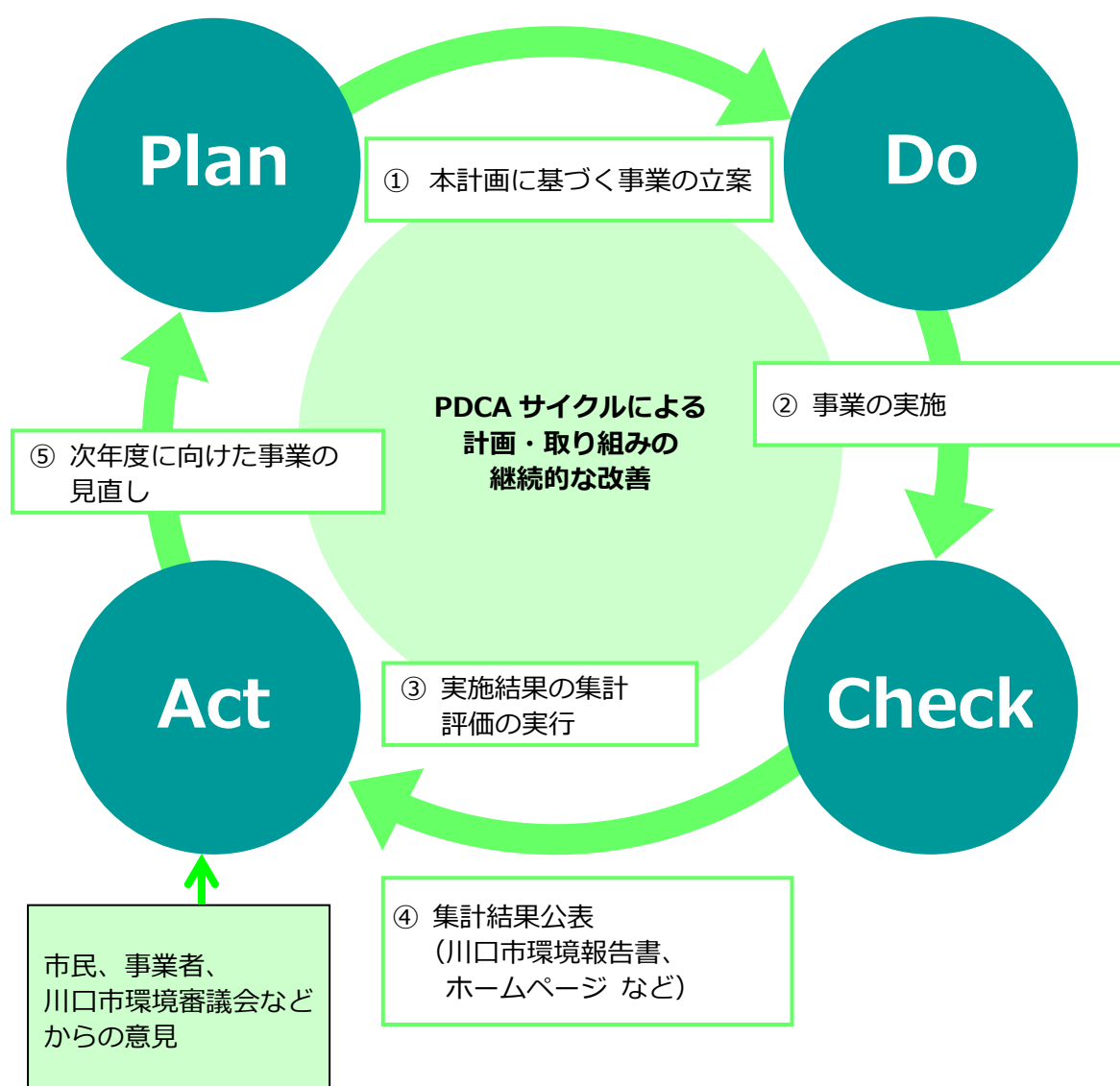
### 計画の推進体制



## 2 計画の進行管理

計画の着実な推進を図り、市民・事業者・市の協働による進行管理を行うため、計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返す PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

### PDCA サイクルによる計画の進行管理



## コラム：川口市環境報告書

川口市環境報告書は、川口市環境基本条例に基づく年次報告書として公表するもので、本計画の施策体系に準じて、本市の環境の現状や環境の保全等に関して講じた施策について説明しています。

報告書（冊子）は、市ホームページのほか、市政情報コーナーおよび市内図書館でご覧いただけます。

